

(平成 26 年度以降に私立高等学校等に入学される生徒の方用)

# 私立高等学校授業料等の負担軽減について

～「就学支援金制度」「授業料等軽減制度」制度説明資料～

**「就学支援金制度」「授業料等軽減制度」を利用することにより、私立高等学校等の授業料等負担を軽減することができます。**

## ○ 就学支援金制度（国の制度）

家庭の収入状況に関わらず、すべての意志ある私立高等学校等の生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国が生徒に対し、就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済は不要です。

### 1 就学支援金の支給対象者について

県内の次の私立高等学校等に在学する生徒に対して、その在学期間に応じて最大で 36 か月分（通信制は 48 か月分）支給されます。

高等学校等（国・公・私立）を既に卒業・修了している生徒は対象となりません。

- ・私立高等学校（全日制課程・通信制課程）
- ・私立専修学校（高等課程、一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校））
- ・私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）

### 2 就学支援金の金額について

就学支援金の標準支給額は月額 9,900 円です。保護者の市町民税所得割額を基に、所得状況を判断し、支給及び加算決定を行います。区別の支給月額は下表のとおりです。

【世帯区別支給月額表】

項番	対象世帯区分		就学支援金制度	
	市町民税所得割額	世帯年収の目安	加算区分	支給月額
①	非課税	約250万円未満	2.5倍	24,750円
②	51,300円未満	約250万円～約350万円	2倍	19,800円
③	154,500円未満	約350万円～約590万円	1.5倍	14,850円
④	304,200円未満	約590万円～約910万円	標準	9,900円
⑤	304,200円以上	約910万円以上	対象外	0円

※（1）就学支援金は、在学校の授業料月額（授業料が減免されている場合は、「減免後の額」）が上限です。

（2）市町民税には、所得割、均等割があり、所得割は、前年の所得金額に基づき課税されます。

(3) 単位制高等学校については、別途支給額を定めています。

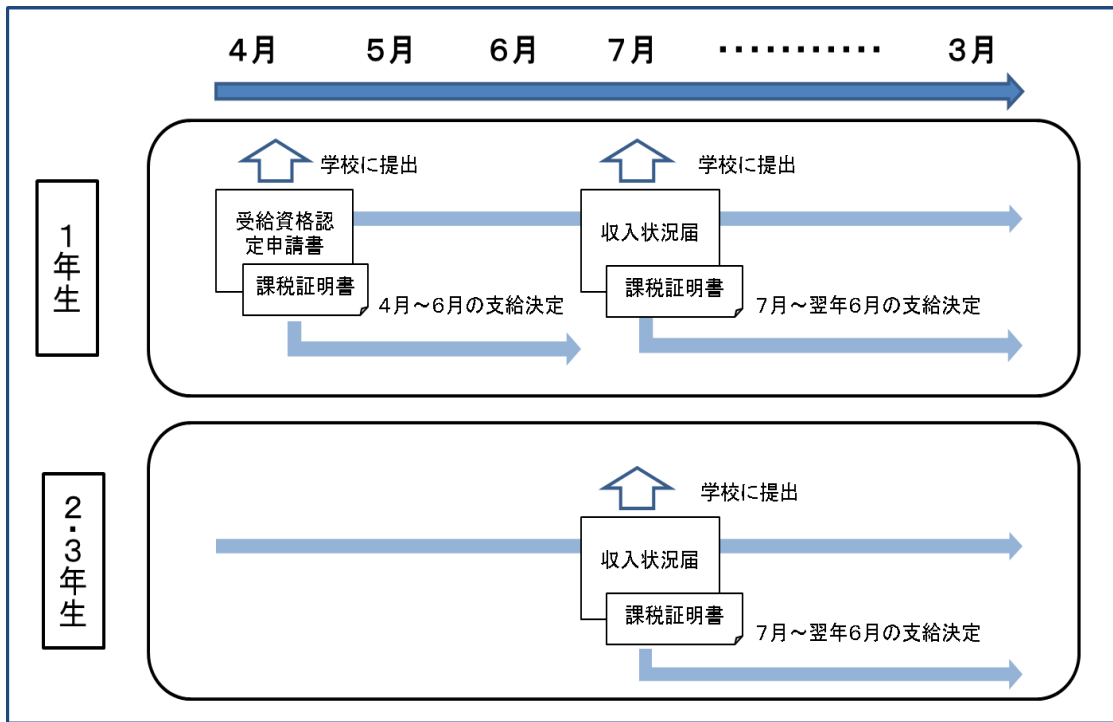
### 3 受給するために必要な手続き

就学支援金は、申請をしなければ受給することができません。

3月下旬～4月頃に私立高等学校等から「受給資格認定申請書」が配布されますので、必要事項を記入のうえ、課税証明書を添付して学校に提出してください。

※手続きの詳細については、学校から案内があります。

【年間の事務手続きイメージ】

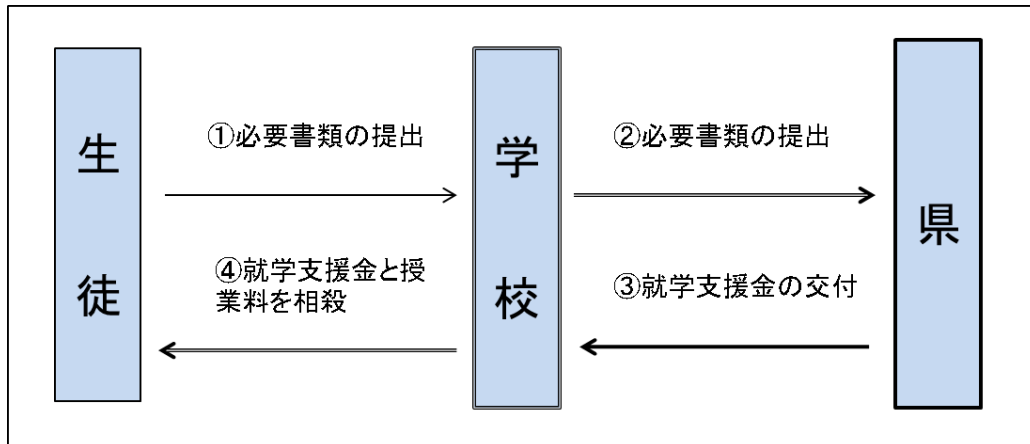


### 4 支給方法について

就学支援金は各私立高等学校等が生徒に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。

授業料がいつから減額されるのか、などの取扱いは学校によって異なります。その取扱いについては、各学校にお尋ねください。

【就学支援金支給イメージ】



## 5 就学支援金Q&A

### Q 1 就学支援金は授業料以外にも充てられますか。

- ・学校が就学支援金を充てることができるのは授業料のみです。入学金、教科書代や就学旅行費等、授業料以外の学費は対象となりません。

なお、広島県では、市町民税所得割額が非課税である世帯等を対象として、授業料以外の教育費負担を軽減するため、『奨学のための給付金』を給付しています。詳細は以下の広島県HPを御覧ください。

【広島県HP「私立高等学校等奨学のための給付金のお知らせ」】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/kyuhu-for-syogaku.html>

### Q 2 誰の税額を基準として支給対象となるかどうかを判断するのですか。

- ・原則として保護者全員の「市町民税所得割額」を合算して判断することとなっています。

### Q 3 「市町民税所得割額」は何で確認すれば良いですか。

- ・毎年6月に発行される市町民税の税額決定通知書・納税通知書で確認することができます。また、給与所得者は、毎年5～6月頃に勤務先の会社等から配布される市町民税税額通知書で確認できます。なお、市町の窓口で発行される課税証明書（手数料がかかります）でも確認できます。

### Q 4 広島県内に居住していますが、他県の私立高等学校に通学しています、このような場合も広島県で申請の手続きを行えば良いですか。

- ・他県の私立高等学校に通学される場合は、学校が所在する県で受給手続きを行うこととなっています。

### Q 5 「受給資格認定申請書」等申請手続きに必要な書類は、県に直接提出してもよいですか。

- ・県で直接、書類の受付はできません。必ず、私立高等学校等へ提出してください。

### Q 6 手続きはいつすれば良いですか。

- ・入学が決まってからで大丈夫です。手続きの詳細は私立高等学校等から説明があります。

## ○ 授業料等軽減制度（県の制度）

家庭の収入状況に関わらず、すべての意志ある私立高等学校等の生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、県が就学支援金に上乗せして助成することにより、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済は不要です。

### 1 授業料等軽減制度の対象者について

県内の次の私立高等学校等に在学する就学支援金 2 倍・2.5 倍加算の生徒を対象に、授業料及び施設整備費・実習費など実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」という）を軽減します。

- ・私立高等学校（全日制課程・通信制課程）〔株式会社立を除く〕
- ・私立専修学校（修業年限 3 年の高等課程）
- ・私立各種学校（高等学校に類する課程を置くもの）

※就学支援金 2 倍・2.5 倍相当の課税額であるものの、在学期間が 36 月を超える等の理由で就学支援金支給対象とならない生徒に対しては、別途軽減額等を定めています。詳しくは、各学校にお問合せください。

### 2 授業料等軽減額について

授業料等の月額 5 万円を上限に、就学支援金の加算区分に応じて、軽減されます。

また、入学時から授業料等軽減を受けることができる生徒は、入学時納入金 27,000 円が軽減されます。

区分別の軽減額は下表のとおりです。

【世帯区分別授業料等軽減月額表】

項番	対象世帯区分		就学支援金制度		授業料等軽減制度	
	市町民税所得割額	世帯年収の目安	加算区分	支給月額	授業料等軽減額	入学時納入金軽減額
①	非課税	約250万円未満	2.5倍	24,750円	全額※1	27,000円
②	51,300円未満	約250万円～約350万円	2倍	19,800円	2/3※2	27,000円

※1 授業料等月額（上限：5 万/月）－就学支援金支給額＝補助金支給額

※2 授業料等月額（上限：5 万/月）×2/3－就学支援金支給額＝補助金支給額

### 3 授業料等軽減を受けるために必要な手続き

就学支援金と同様、申請をしなければ授業料等軽減を受けることができません。

3 月下旬～4 月頃に私立高等学校等から配布される「授業料等軽減申請書」に必要事項を記入のうえ、就学支援金関係書類と一緒に学校へ提出してください。

※手続きの詳細については、学校から案内があります。

### 4 授業料等軽減方法について

私立高等学校等が、生徒の授業料等を軽減した場合に、軽減分を県が学校に助成します。就学支援金と同様、生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。

授業料等がいつから減額されるのか、などの取扱いは学校によって異なります。その取扱いについては、学校にお尋ねください。

## 5 授業料等軽減補助金Q&A

**Q 1 授業料等軽減を申請するために、新たに課税証明書を取得する必要がありますか。**

- ・原則として、就学支援金申請の際に提出された課税証明書を活用するため、新たに課税証明書を取得する必要はありません。

**Q 2 広島県内に居住していますが、他県の私立高等学校に通学しています、このような場合も、広島県の授業料等軽減制度を利用することができますか。**

- ・広島県の授業料等軽減制度は、広島県内の私立高等学校等を対象とした制度であるため、他県学校に通学している場合は、利用することができません。  
なお、他県の制度を利用することができる場合がありますので、他県の私立学校所管部署にお問合せください。

**Q 3 就学支援金の2倍・2.5倍加算を認定される一方で、授業料等軽減を受けることができないという場合がありますか。**

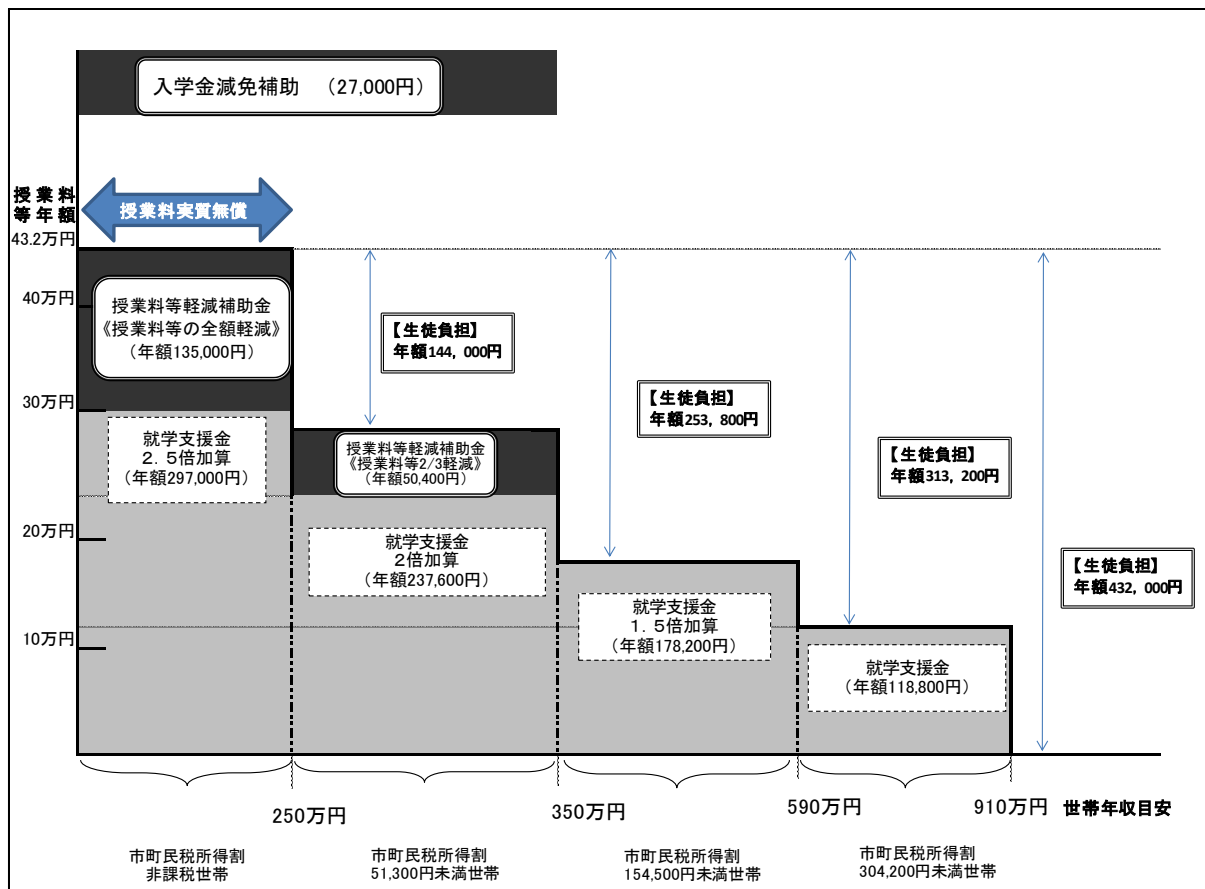
- ・授業料等軽減制度は、就学支援金と一体的に運営している制度であるため、原則として、就学支援金2倍・2.5倍加算認定を受けた場合は、授業料等軽減を受けることができます。

**Q 4 入学直後に父親が失職し、現在収入がほとんどないのですが、昨年、一昨年に相応の収入があったため、課税額が軽減対象となる基準税額を超えています。この場合、軽減を受けることができますか。**

- ・年の途中で失職等の特別の事情のため、軽減対象者と同程度に学資負担が困難と認められる場合は、収入状況により軽減を受けることができる場合がありますので、私立高等学校等に相談してください。

## ○ 就学支援金・授業料等軽減を受けた場合の学費負担イメージ

授業料等月額が県内私立高等学校平均額である 36,000 円（年額 43.2 万円）のとき、就学支援金・授業料等軽減を受けた場合の学費負担イメージは以下のとおりです。



※実際の生徒負担額は、各私立高等学校等の授業料等により異なります。